

令和3年4月1日

会員各位

(一社) 京都府LPガス協会  
会長 畑 廣彦

### 緊急通行車両事前届出手続について

平素は、協会の事業に推進に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、警察庁において、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れと災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法等の災害時の緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出等について、新たに「大規模災害に伴う交通規制実施要領」が制定されました。

今般の改正により、災害時、緊急交通路として交通規制がなされ一般車両等が通行禁止となった場合でも事前に緊急車両として届け出ることにより審査が省略され、交付された確認標章の提示で速やかに避難所等への物資搬入が行えることとなります。

つきましては、各販売店等におかれましては、緊急通行車両事前届出手続を取り、大規模災害時にLPガス容器、資機材の搬出入が速やかに行えるよう、下記書類を最寄りの警察署までご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、車両での届出となることから車両の廃車、買換え、事業者名の変更等があった場合には、その都度届出済証の返還、新規届出が必要となります。

### 記

#### ◎ 提出書類

緊急通行車両等事前届出書	2通
自動車車検証の写し	2通
協会会員証明書（協会作成発行）	2通
会員あて協会長名の本通知文書の写し	2通

# 【記入例】

別記様式第 1

記号及び受理番号 災害緊急事態対応策用地震防災国民保護措置用	京 事前第 号 緊急事態対応策用地震防災国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証	受理年月日 年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	京 事前第 号 緊急事態対応策用地震防災国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証	注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
京都市右京区西院東中水町 1 7 番地 緊急通行車両等事前届出書 申請者 (株) 京都 L P ガス商会 代表取締役社長 京都太郎 (指定地方公共機関) (指定公共機関) (関係)		年 月 日 0 7 5 - 3 1 4 - 6 5 1 7 (株) 京都 L P ガス商会 代表取締役社長 京都太郎 (指定地方公共機関) (指定公共機関) (関係)	京都市右京区西院東中水町 1 7 番地 緊急通行車両等事前届出書 申請者 (株) 京都 L P ガス商会 代表取締役社長 京都太郎 (指定地方公共機関) (指定公共機関) (関係)	注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
指定行政機関等 1 指定行政機関 2 指定行政機関を営む。 3 指定公共機関 4 その他 5 指定公共機関 6 指定公共機関 7 その他	住所 氏名 空欄	住所 氏名 空欄	住所 氏名 空欄	住所 氏名 電話 京都 〇〇〇 1 2 3 4 (車両ナンバープレートの番号) 1 警報の発令等 2 消防、水防等 3 避難・救助・保護 4 児童・生徒の安全確保 5 施設・設備の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 食糧、医薬品その他の物資の確保 9 災害の発生、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の輸送 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧
番号標に表示されている番号 災害・緊急事態・地震防災・緊急対応策又は国民保護措置の内容	災害発生時の急復旧作業及び避難所における炊き出し用の L P ガス供給等に従事するための車両			住所 氏名 電話
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、品名)	住所 氏名	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他 ( ) 無		無
出 発 地 京都府外での災害発生時の緊急対応策に関する活動及びその活動地域	住所 氏名	有 その他 ( )		無
注 この届出書は、2 通を作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請に必要となる事項について、指定行政機関等に保有する車両以外、この車両に使用する業務の内容を記載した書類 (輸送協定書等) を添付し、指定行政機関等に提出する。	注 この届出書は、2 通を作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請に必要となる事項について、指定行政機関等に保有する車両以外、この車両に使用する業務の内容を記載した書類 (輸送協定書等) を添付し、指定行政機関等に提出する。			

別記様式第 1

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日
災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	京 事前第 号 災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出済証
京都府公安委員会 殿	申請者 住所 電話 氏名	年 月 日	年 月 日
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他		
番号標に表示されている番号	名称		
災害・緊急事態・地震防災・応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の心身の教育 5 備忘の心身の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、品名)	住所 氏名 電話		
使用	有		
出 発 地	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他 ( ) 無		
京都府外での災害 緊急事態応急対策に関する活動の有無及びその活動地域	有		
注	この届出書は、2 通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあつては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外 の車両に使用する申請にあつては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該 車両を使用する業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合にあっては、 指定行政機関等の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出していただくさい。		

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年 月 日

京都府公安委員会 印

注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手續を受けてください。

2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。

3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納していただくさい。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 廃車となったとき。

(3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。

第 号

【協会にて作成】

# 会 員 証

事業所名

所在地

上記事業所は、一般社団法人京都府LPガス協会の会員である  
ことを証します。

令和 年 月 日

一般社団法人京都府LPガス協会

会 長 畑 廣 彦



10消防第758号  
平成10年6月30日

社団法人京都府エルピーガス協会  
会長 吉田 重夫 様

京都府総務部長



災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定について

梅雨の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、京都府の防災行政の推進につきまして、格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関に、別添のとおり貴協会が指定されましたので通知します。

今後とも、災害に強い真の豊かさが実感できる安心・安全な京都府づくりの実現に、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

## 災害時におけるLPガス供給に関する協定締結一覧

(一社)京都府LPガス協会

- ◎ 平成15年 3月27日 舞鶴市と舞鶴支部
- ◎ 平成15年 9月 1日 綾部市と綾部支部
- ◎ 平成16年12月24日 京丹後市と丹後支部
- ◎ 平成17年 2月 3日 京都市と(社)京都府エルピーガス協会
- ◎ 平成17年 3月15日 宮津市及び与謝郡4町と宮津・与謝支部
- ◎ 平成17年11月14日 亀岡市と亀岡支部
- ◎ 平成18年 1月 4日 福知山市と福知山支部
- ◎ 平成19年 3月20日 南丹市・京丹波町と南丹船井支部
- ◎ 平成20年 3月27日 木津川市・精華町・笠置町・和束町  
南山城村と城南支部
- ◎ 平成23年 3月23日 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山  
町、宇治田原町、井手町、向日市、長岡京市、  
大山崎町と乙訓、宇治、城北支部
- ◎ 平成26年 3月28日 京都府と協会